

# 農業の多様な働き手確保に向けた労働環境改善緊急支援事業実施要領

## (目的)

第1条 人口減少の影響を受け、全国的に人手不足が進行しており、農業においても、従事者不足が急激に進むことが懸念されている。そこで、農業現場における衛生面などの労働環境の整備に係る経費を補助することで、農業における労働条件の改善を図り、魅力ある産業として多様な働き手の確保・定着を促進する。

## (事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、農業現場における労働環境の改善に取り組む三重県内の販売農家（経営耕地面積が30a以上又は令和3～5年度のうちいずれか1年の農産物販売金額が年間50万円以上）であって、事業実施期間中に1名以上の新規雇用（雇用期間は問わず、1日や数時間単位の単日・短時間の雇用も含む）を行う者とする。

## (事業の内容)

第3条 知事は、多様な働き手確保につながる「現場環境改善施設導入」及び「労力負荷軽減器具導入」に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するものうち、必要かつ適当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県公示第249号）及び担い手支援課関係補助金等交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

## (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、多様な働き手の確保に向け労働環境の改善に資する、施設・器具等の導入に係る経費として、別表1に記載されたもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払いの金額、時期、内容が確認できるものとする。  
2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は別表1のとおりとする。なお、補助金額の算定は千円未満を切り捨てる。

## (国補助金との重複受給の禁止)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においても、本補助金と

の補助金の総額が総事業費を超えないものとする。

(事業実施計画の提出)

第6条 事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式1により事業実施計画書(別紙1)、必要な添付資料及び役員等に関する事項（別記様式2）を作成し、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

(事業実施計画の採択審査)

第7条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容について審査を行うものとする。

2 前項の審査により、適當と認められた事業実施計画について、事業実施計画の採択に係る基準（別添1）に基づき、成果目標のポイントが上位の計画から、予算の範囲内において採択をするものとする。なお、予算に限りがあるため、審査の結果によっては補助金を減額することがある。

(審査の結果の通知)

第8条 知事は、前条2項の規定による審査結果を申請者に通知するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第9条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第6条の手続に準じて、変更（中止又は廃止）承認申請（別記様式3）を知事に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 事業費の30%を超える減少
- (2) 補助金額の増加
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 事業の中止又は廃止

(軽微な変更)

第10条 知事が定める軽微な変更は、交付要領別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日

までに、交付要領第3条の規定に基づき、交付申請書（交付要領第1号様式）を提出し、交付決定を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

（事業の着手）

第12条 事業の着手は、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、交付要領第13条の規定に基づき、交付決定前着手届（交付要領第9号様式）を知事に提出するものとする。

（事業完了報告書の提出）

第13条 事業実施主体は、事業完了後、速やかに別記様式4により事業完了報告書および必要な添付資料を、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月30日から施行する。

別表1

事業実施主体	区分	支援内容	補助率(補助上限額)	事業実施基準
販売農家	①現場環境改善 施設導入支援	農業現場における 現場環境改善施設 の導入に要する費 用の一部を支援	交付対象経費の 1 / 2 以内  (事業実施主体当たり①と②を合わせて 150 万円以内)	交付対象経費は、事業実施主体が農業現場に設置する休憩所、更衣室、衛生施設（トイレ、手洗い場、シャワー室）等の設置及びレンタル料 <sup>(注)</sup> とする。
販売農家	②労力負荷軽減 器具導入支援	農業現場における 働き手の身体負担 の軽減を図る器具 の導入に要する經 費の一部を支援		交付対象経費は、事業実施主体が農業現場において、働き手の身体負担の軽減を図るために導入する器具（防暑・防寒対策器具（空調服、ヒートベスト、スポットクーラー）、アシストスーツ等の購入及びレンタル料 <sup>(注)</sup> とする。

(注) レンタル料は、12か月を超えないものとし、最長令和7年2月28日までにかかる料金を対象とする。

- ・事業費は、5万円以上（税抜）とする。
- ・事業費の削減を図るため、見積り合わせ（該当する施設及び器具について1社しか扱っていない場合を除き、複数社から見積りを取得すること）を行うこと。
- ・新品であること。
- ・事業の開始日は、交付決定日（又は交付決定前着手届提出日）かつ発注日以降とする。
- ・導入する施設および器具は、ほ場や作業場等、作業を行う現場の近接地に設置すること。
- ・以下経費は補助対象から除く
  - (1) 補助金交付決定日前、又は事業期間終了後に発注、購入、契約、納品されたもの
  - (2) 汎用性の高い物品（パソコン、通信機器、車両等）、消耗品、飲食接待費、租税公課（消費税）、振込手数料 等
  - (3) 農作業機械（トラクタ、田植え機、コンバイン、スピードスプレイヤー、パワーショベル等）、倉庫、作業小屋
  - (4) 人件費
  - (5) 事業の期間中に発生した事故または災害処理のための経費
  - (6) 損失補填、貸付金・保証金、基金の積立金
  - (7) 事業を実施する上で必要とは認めらない経費及び事業実施に要した経費であることを証明できない経費
  - (8) 解体撤去に係る経費
  - (9) 建物等施設の不動産取得に関する経費
  - (10) 既存の施設および器具の更新（機能向上※図られるものを除く。）

※既存施設および器具から機能向上することがわかる書類を添付するとともに、事業実施計画に機能向上の内容について記載すること。